

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです。(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません。)この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくはお近くの年金事務所か下記へお問合せください。

国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle \quad 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、返送していただくことになります。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤

国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険被保険者証(一般・退職医療)の更新を下記日程のとおり行います。

月日	地区	更新場所	時間
9月28日(月)	原田	原田地区生活改善センター	午前9時00分～午前9時30分
	矢越	矢越地区生活改善センター	午前10時00分～午前10時30分
	磯谷	磯谷地区漁民研修センター	午前10時50分～午前11時20分
	長後	長後地区生活改善センター	午後1時30分～午後1時50分
	福浦	福浦診療所	午後2時30分～午後3時00分
	牛滝	牛滝診療所	午後3時45分～午後4時15分
9月29日(火)	川目	川目地区生活改善センター	午前9時00分～午前9時20分
	古佐井	アルサスしおさいホール前	午前10時00分～午後3時00分
	大佐井		

【持参するもの】保険証と印鑑

※都合により当日受け取れない方は、後日、役場住民福祉課でお受け取りください。

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当：金沢、大畑